

平成 23 年 6 月 20 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
株式会社三菱東京 UFJ 銀行
公益社団法人日本ユネスコ協会連盟

「MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金」奨学金プログラムの募集開始について

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ(取締役社長 ^{ながやす かつのり} 永易 克典、以下 MUFG)、株式会社三菱東京 UFJ 銀行(頭取 ^{ながやす かつのり} 永易 克典)および公益社団法人日本ユネスコ協会連盟(会長 ^{まつだ まさたけ} 松田 昌士、以下ユネスコ協会)が、平成 23 年 4 月 28 日付『「MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金」の創設について』で公表いたしました奨学金プログラムについて、本日、募集を開始いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

三菱東京 UFJ 銀行は本基金に対し 10 億円を拠出するとともに、役職員ならびに MUFG グループ各社とその役職員に対して、資金の拠出やユネスコ協会と協働で行うボランティア活動への参加を呼びかけてまいります。

今後とも、MUFG、三菱東京 UFJ 銀行およびユネスコ協会は被災地の支援に継続的に取り組んでまいります。一日も早い被災地の復興を心よりお祈り申し上げます。

1. 奨学金名	「MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金」奨学金プログラム
2. 対象者	平成 23 年 3 月 11 日時点で災害救助法適用地域(※)に居住していた両親または父母のいずれかが東日本大震災により死亡・行方不明となった、小学校・中学校・高等学校に在籍(平成 23 年 4 月現在)する児童・生徒。 (平成 24 年～26 年の各 4 月に小学校入学予定の幼児は、平成 24 年度以降、改めて募集を行います) (※)岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県および千葉県です。 東京都は大量に帰宅困難者が発生したことが事由のため、本奨学金の対象外となります。
3. 給付奨学金	開始時に一時金として 10 万円を給付し、小学校・中学校・高等学校在学期間中に月額 2 万円を給付します。なお、本奨学金は返還の必要はありません。
4. 給付期間	給付開始時から対象者が高等学校卒業時まで(ただし、上限は満 20 歳の誕生日月までとします)。奨学金は本年 4 月分に遡って給付します。
5. 応募方法	応募児童・生徒の保護者が、児童・生徒が在籍する学校に応募書類を提出してください。
6. 応募期間	平成 23 年 7 月 20 日(水)までに児童・生徒が在籍する学校に提出してください。
7. 応募関係書類	右のサイトからダウンロードしてください。(http://www.unesco-scholarship.jp)
8. 結果通知	平成 23 年 7 月下旬より順次、児童・生徒が在籍する学校経由でお知らせします。
9. 受給口座名義	対象児童・生徒が小学生または中学生の場合は保護者名義、高校生の場合は生徒本人名義の口座となります。なお、受給は 3 ヶ月毎となります。
10. お問い合わせ先	公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 『MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金担当』 03-5424-1121

ご申請内容によっては、ご希望に沿いかねる場合がございます。あらかじめご了承ください。

以上